

大内経営労務事務所 経営と労務管理の最新レポート

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋1-10-1六川ビル4階

TEL03-3264-6881 FAX03-3264-6882

発行日:2013年1月8日

下請法違反で48億円返還命令

今朝の日経新聞に「下請法違反の勧告額、過去最高に」という見出しがありました。

2012年に公正取引委員会が下請法に基づき発注元に勧告し、返還を求めた額が46億6800万円になりました。

一昨年に比べ、約2.7倍になりました。これは、下請け業者に対する書面調査を実施した結果です。違反事実がこの調査によって発覚したものも少なくないようです。調査件数も22万件に及んでいるそうです。

そもそも下請法とはどのような法律か?

正式名称は「下請代金支払遅延等防止法」というものです。親事業者による下請事業者に対する優越的地位の濫用行為を取り締まるための法律です。いわゆる下請イジメを防ごうというものです。

この法律では親事業者の義務や禁止事項が定められています。これに違反している恐

れのある親事業者には、公正取引委員会や中小企業庁が立入検査を実施します。

そして、違反があった場合現状回復(減額分や遅延利息の支払い)を求め、勧告・公表を行います。

【親事業者の義務】

- ・書面の交付義務
- ・支払期日を定める義務
- ・書類の作成、保存義務
- ・遅延利息の支払義務

【親事業者の禁止行為】

- ・受領拒否
- ・下請代金の支払遅延
- ・下請代金の減額
- ・返品
- ・買いたたき
- ・購入、利用強制
- ・報復措置
- ・有償支給原材料等の対価の早期決済

- ・割引困難な手形の交付
- ・不当な経済上の利益の提供要請

- ・不当な給付内容の変更及び不当なやり直し

以上がこの法律の主たる部分です。下請事業者としては、今後の取引を考えれば、違反事実があつても黙認することが多いと思います。

そのため、書面調査などで発覚するケースが多いでしょう。下請事業者として、余ほど我慢出来ないような事をされたりその事業者と取引が終了しても構わないという段階でなければ、自ら公正取引委員会に知らせることはないでしょう。

ただ、最終的にはこの法律を使うことも視野に入れて取引の対等化を目指したいところです。

詳細は公正取引委員会のホームページに載っていますので、ご覧ください。